2026（R8）年分の年末調整の変更点

2026（R8）年分の年末調整に影響する主な改正項目について紹介します。昨年からの税制改正により所得税の基礎控除と給与所得控除の見直し、および扶養親族等の所得要件の改正が続いております。**改正に応じて、年末調整の内容も毎年変更**となっているため、改正項目を確認して年末調整事務を進めていく必要があります。

年末調整に影響を与える主な改正項目

今回の改正では基礎控除等の改正に伴う控除額の変更、所得要件の変更が主な内容になります。

項　目	内　容
基礎控除	合計所得金額 2,350 万円以下の場合、**控除額を 62 万円**に引き上げ（改正前:58 万円）
	居住者は特例として、合計所得が 655 万円以下の場合、合計所得に応じて**控除額が最大 104 万円**（改正前:最大 95 万円）＊2026（R8）年分・2027（R9）年分
給与所得控除	給与収入が 220 万円以下の給与所得控除の**最低保証額を 74 万円**に引き上げ（改正前:65 万円）＊2026（R8）年分・2027（R9）年分
	上記に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正。
扶養親族等の所得要件 	扶養控除等の対象となる**合計所得要件**の引き上げ ・扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子…**62 万円**以下（改正前:58 万円以下） ・勤労学生…**89 万円**以下
	［留意］　**いわゆる大学生世代（19 歳以上 23 歳未満）の親族**がいる場合、当該親族の所得によって、［「マル扶」の源泉控除対象親族に記載（合計所得 100 万円以下）］か［「マル基・配・特・所」の特定親族に記載（合計所得 100 万円超 123 万円以下）］と記載書類が異なる場合があります。
生命保険料控除の特例	新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23 歳未満の扶養親族がいる場合は控除額の**上限が 6 万円**に引き上げ（改正前:4 万円） ＊旧生命保険料の支払もある場合も同様。ただし、**生命保険料等の合計摘要限度額の 12 万円**は**変更なし**。

年末調整事務における留意点

税制改正による基礎控除・給与所得控除の適用タイミング

・**12 月に今年 1 年間の給与総額が確定した後に行う年末調整で、改正後の 2026（R8）年分の各控除を反映**させます。一般的には各従業員の還付額が大きくなると想定されます。

扶養控除等の適用対象者の再確認

・給与所得控除額の改正により、**新たに扶養控除等の適用対象となる親族等がいる可能性があります**（従前の所得の要件の金額を僅か超過していた方等）。扶養控除等の対象となる親族の所得を再確認し、必要に応じて「マル扶」（給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）の提出（追記）を行います。

年末調整を行う給与ソフトの更新

・基礎控除等の引上げ、所得要件の変更があるため、**給与ソフトを改正後の内容に更新してから年末調整の事務作業**を行います。また、年末調整に係る改正が続いていますので、手計算で行う場合は**改正後の各申告書を使用**し、各計算の区分等を十分に確認して計算を行うようにしてください。

11月の予定

11/10　・10月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限

11/30　・9月決算法人の確定申告
・3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告